

沿岸漁業改善資金の基本的事項について

基金の名称	北海道沿岸漁業改善資金
基金の額 (R6. 3. 31現在)	造成額 1, 0 9 2, 1 6 8, 6 8 4 円 うち国費相当額 7 0 1, 2 3 8, 0 0 0 円
基金事業の概要	沿岸漁業者等の経営や生活の改善及び青年漁業者等の養成確保を図ることを助長するため、国と道で造成した財政資金を直接無利子で貸し付ける事業
申請方法	貸付資格の認定を受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書に各資金の種類毎の事業計画書を添え、知事に提出する。 (北海道沿岸漁業改善資金貸付規則第8条)
貸付資格の認定	道は貸付資格認定申請書の提出があったときは、速やかに、審査し、貸付資格の認定を行う。 (北海道沿岸漁業改善資金貸付規則第9条)
審査基準	北海道沿岸漁業改善資金貸付規則、北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準、北海道沿岸漁業改善資金貸付事業事務処理要領を参照
審査体制	北海道沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を徴し、審査する。